

広島県告示第五百九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定によつて、次の指定保安検査機関から業務を廃止した旨の届出があつた。

平成二十七年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名又は名称	ニッキフツコー株式会社
所在地	呉市広白岳三丁目一番五二号
指定の区分	一 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項に規定する特定施設の保安検査を行う者 二 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十条第四項に規定する特定施設の保安検査（特殊高圧ガスに係るものを除く。）を行う者
廃止年月日	平成二十七年八月一日